

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部建築課 No.067

<p>処 分 名</p>	<p>優良住宅の認定</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないことができます。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則（平成 17 年規則第 164 号）第 4 条</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないときとは、次に掲げるときとなります。</p> <p>(1) 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 住宅の新築が、建築基準法、都市計画法その他住宅の建築に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。</p> <p>(2) 住宅の床面積に関する事項 住宅の人の居住の用に供する部分の床面積（建築基準法施行規則40号別記第1号様式の副本に規定する高床式住宅にあつては、床下部分以外の部分の面積）が、40平方メートル以上200平方メートル以下であること。</p> <p>(3) その他優良な住宅の供給に関し必要な事項</p> <p>① 台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びに収納設備を備えた住宅であること。</p> <p>② 別荘の用に供される住宅でないこと。</p> <p>③ 住宅（当該住宅が、1むねの家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して人の居住の用その他の用に供することができるものの一部分である場合にあつては、当該家屋をいう。）の床面積の敷地面積に対する割合が、10分の1未満でないこと。</p> <p>④ 住宅の建築費が3.3平方メートル当たり95万円（耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）を有する住宅にあつては、100万円）以下であること。</p> <p>⑤ 住宅が1むねの家屋の一部分である場合にあつては、当該家屋の第2並びに第3第1号及び第2号の要件に該当する住宅の床面積の合計の当該家屋の床面積に占める割合が、2分の1以上であること。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

【根拠法令】

■春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則  
(認定の基準)

第4条 市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。